

## 石木川の河川開発調査に関する覚書

長崎県東彼杵郡川棚町字川原郷、岩屋郷、木場郷（以下「甲」という）と長崎県（以下「乙」という）は石木川の河川開発調査に関し、次のとおり覚書を取り交わす。

第一条 乙は甲の同意を得て、石木川の河川開発のための地質調査（ボーリング五ヶ所、地震波試験八ヶ所）およびその周辺の地形測量を実施するものとする。

なお、調査のため、物件に損傷をあたえた場合は、甲、乙話合いの上処理することとする。

第二条 乙は地質調査等開始の時期を予め甲に明示し、且地質調査完了の予定時期を甲に明らかにすること。

第三条 乙は地質調査の公表説明の時期を甲に明らかにし、若し地質調査が単年度に終わらない場合は、甲が要求するときは中間調査概況を公表説明すること。

第四条 乙が調査の結果、建設の必要が生じたときは、改めて甲と協議の上書面による同意を受けた後、着手するものとする。甲と乙はこの覚書を誠意履行するための合意の証として本書五通を作成し、記名捺印の上、各々その一通を保有するものとする。

昭和四十七年七月二十九日

甲 東彼杵郡川棚町川原郷総代

岩屋郷総代

木場郷総代

乙 長崎県知事

立合人 東彼杵郡川棚町長

## 資料 2

## 石木川の河川開発調査に関する覚書

川棚町川原郷総代川添信一、岩屋郷総代松尾岩平および木場郷総代楠本五郎（以下甲という）と川棚町長竹村寅次郎（以下乙という）は長崎県が行う石木川の河川開発調査に関し、次のとおり覚書を取りかわす。

第一条 石木川の河川開発調査に関して甲と長崎県土木部長との間に取り交された覚書は、あくまで甲（地元民）の理解の上に作業が進められることを基調とするものであるから、若し長崎県が覚書の精神に反し独断専行或は強制執行等の行為に出た場合は乙は総力をあげて反対し作業を阻止する行動をとることを約束する。

第二条 甲と長崎県土木部長の間に取り交された覚書第二条によって、甲によって代表される地元関係者の完全な理解が成立して、ダム建設が行われることになった場合は、長崎県は部落発祥以来の長い歴史と伝統と連帯が根底から覆えされることに思いを致し、甲の将来に対する不安を解消するため、土木部長以外の部課の協力も得て生活環境の整備等に万全の便宜供与を行う。

また、転廃業を余儀なくされるので、現在の安定した生活から一転して不幸に陥ることがないよう、必要な向きには就職の斡旋を含めて

幅広い愛情のある十分な補償の方途が講じられること、以上について  
乙は甲の立場に立って長崎県に折渉しその実況に協力するものとする。  
第二条 甲は長崎県知事の誠意と人間性を深く信頼し、乙の協力を確信  
して石木川の河川開発調査に関する甲と長崎県土木部長との間に取り  
交す覚書に調印することを約束する。

甲と乙は、この覚書を誠意をもって履行する証として、本書五通を作成  
し、記名捺印の上、立合人を含め各々その一通を保有するものとする。

昭和四七年七月二九日

甲 川棚町川原郷総代 川添信一

岩屋郷総代 松尾岩平

木場郷総代 楠本五郎

乙 川棚町長 竹村寅次郎

立合人 長崎県土木部長 筒井宣吉